

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年7月2日（火） 10：01～10：19

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

山下貴司 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）

根本匠 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）

吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）

欠席者：渡辺博道 国務大臣（復興大臣）

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○国会提出案件 9件

○政令 2件

○人事 6件

○配布 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品の譲受けに関する基準」について、御決定をお願いいたします。本件は、先の国会において、日本国憲法第8条の規定による議決がなされましたが、同議決では、皇室が天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受ける場合、内閣の定める基準によることとなっているため、その基準を定めるものであります。その内容は、皇室が物品を譲り受けることができる団体として、衆議院、参議院、内閣又は最高裁判所の構成員等によるもの等とするものであります。

次に、「エチオピア国」及び「ボスニア・ヘルツェゴビナ国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、4日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「エスワティニ国」及び「レソト国」駐日特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書7件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、平成30年度第4・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を財政法に基づき、国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。まず、「厚生労働省組織令の一部を改正する政令」は、同省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に置かれる参事官を1人減員する措置を講ずるものであります。

次に、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」は、同法の対象事業に一定規模以上の太陽電池発電所の設置工事事業等を追加すること等を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、柴山文部科学大臣が7か国教育大臣会合出席等のため本日から6日まで、片山内閣府特命担当大臣が世界経済フォーラム・ニュー・チャンピオン年次総会出席等のため本日から明日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在大韓民国日本国大使館在勤特命全権公使水嶋光一外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、国立大学法人東京海洋大学海洋政策文化学部門教授森下丈二の、国際捕鯨委員会委員たる日本政府代表を免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房外15府省の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、復興庁事務次官加藤久喜が退官し、その後任に統括官末宗徹郎を、消費者庁長官岡村和美が退官し、その後任に内閣官房内閣審議官伊藤明子を、総務事務次官安田充

が退官し、その後任に総務審議官鈴木茂樹を、経済産業事務次官嶋田隆が退官し、その後任に中小企業庁長官安藤久佳を、国土交通事務次官森昌文が退官し、その後任に国土交通審議官藤田耕三を、環境事務次官森本英香が退官し、その後任に大臣官房長鎌形浩史を、それぞれ充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、善本知孝外327名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、小説家田邊聖子を従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「産業連関表」、「労働力調査報告」及び「国土交通白書」があります。後程、「産業連関表」につきましては総務大臣から、「労働力調査報告」につきましては総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から、「国土交通白書」につきましては国土交通大臣から、それぞれ御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣から3件御発言がございます。

○石田国務大臣：まず、本日、「女性活躍の推進に関する政策評価」の結果を取りまとめ、意見を付して厚生労働大臣に通知することとしました。

評価の結果、女性活躍の一層の推進を図るため、産業の特性や事業者が置かれた様々な状況に対応した支援を行うとともに、本年5月に改正された女性活躍推進法の円滑な施行に向けて、中小企業による取組の着実な実施を図ることが適当であると考えられます。

厚生労働大臣におかれましては、本評価結果を関係施策に適切に反映されますよう、お願いいたします。

次に、6月27日に、平成27年産業連関表を公表いたしました。

産業連関表は、全産業の国内生産の状況や産業相互間の取引状況など、我が国における1年間の経済活動の全体像をまとめたもので、おおむね5年ごとに作成しております。

本表は、10府省庁の共同事業により作成したものであり、その御尽力に感謝いたします。また、本表は、経済構造や波及効果の分析など、政策立案の基礎資料として各種施策の効果分析等に幅広く利用し得るものです。各大臣におかれましては、これを所管行政の企画立案や推進に積極的に活用いただきたいと存じます。あわせて、国民の利用に資するよう、広報に努めてまいります。

次に、6月28日に、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。5月の就業者数は6,732万人と、1年前に比べ34万人の増加となり、比較可能な昭和28年以降で過去最多となりました。完全失業者数は165万人と、1年前に比べ7万人の増加となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者数は8万人の減少、完全失業者数は6万人の減少となりました。完全失業率は2.4%と、前月と同率となり、約26年ぶりの低い水準で推移しています。また、15歳から64歳の就業率は77.6%と、比較可能な昭和43年以降で過去最高となるなど、雇用情勢は着実に改善しています。

○菅国務大臣：次に，厚生労働大臣。

○根本国務大臣：令和元年5月の有効求人倍率は，季節調整値で1.62倍と，前月を0.01ポイント下回りました。また，正社員有効求人倍率は1.15倍と，前月を0.01ポイント下回りました。

求人・求職の動向や，総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと，現在の雇用情勢は，着実に改善が進む中，求人が求職を大幅に上回って推移しています。

先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等に基づき，働き方改革の実現に向けた取組等を着実に推進していきます。

○菅国務大臣：次に，国土交通大臣。

○石井国務大臣：「令和元年版国土交通白書」では，平成から令和への移行に当たり，「新しい時代に応える国土交通政策」をテーマとして取り上げました。平成時代の技術の進歩，日本人の感性・美意識の変化を振り返りつつ，ETCの導入や歴史まちづくり等，これまでの国土交通省の取組を整理するとともに，新しい時代に期待される「豊かな生活空間」の創出に向けた国土交通政策について展望しております。

白書の作成に当たり，関係府省の御協力を頂きましたことに，厚くお礼申し上げます。

○菅国務大臣：次に，法務大臣。

○山下国務大臣：「更生保護の日」である7月1日から1か月間を強調月間として，「社会を明るくする運動」を全国各地で実施しています。本年で69回目を迎える本運動は，犯罪や非行のない安全で安心な社会を築くため，過ちを犯した人の立ち直りを地域社会で支えることが重要であるということをも多くの国民の皆様へ御理解いただき，協力の輪を広げていくことを目的として，毎年様々な活動を展開しているものです。特に，本年は，更生保護制度が施行されて70周年を迎える節目の年であり，本運動を一層強力で推進していくこととしています。

また，「再犯の防止等の推進に関する法律」では，毎年7月を「再犯防止啓発月間」としています。再犯防止啓発月間は，国民の間に広く再犯防止等についての関心と理解を深めることを目的としたものであり，国及び地方公共団体は，その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされています。

これらの趣旨を踏まえつつ，犯罪や非行のない社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと，これまで以上に積極的に国民の皆様の一層の御理解と御協力を呼びかけてまいりたいと考えておりますので，閣僚各位におかれましても，御支援と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に，私から，内閣提出法律案等の成立状況について，申し上げます。

今年の通常国会に提出した法律案等につきましては，法律54件，条約10件が成立いたしました。法案成立率は94.7%になり，また，条約は，すべて成立いたしました。なお，議員提出法律案といたしましては，「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」など15件が成立してお

ります。

次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：柴山大臣及び片山大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、平井大臣を文部科学大臣の臨時代理に、石田大臣を地方創生、規制改革及び男女共同参画担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、片山大臣。

○片山国務大臣：地方分権改革の提案募集については、今年も300件を超える提案を地方から頂きました。現在、関係府省に対し、これらの提案に関する検討要請を行っているところです。今後、地方分権改革有識者会議における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講ずることとしたいと考えております。

政府としては、地方分権を推進する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に取り組み、仮に実現困難な部分がある場合にも、その理由を、制度を所管する各府省が具体的な根拠を示して明確かつ迅速に説明し、また、現行規定で対応可能という場合にも、どうすればできるのかを通知等で具体的かつ丁寧を示すことにより、地方側の納得を得る必要があります。

関係閣僚におかれては、提案の最大限の実現へ向け、地方からの提案を自ら御確認いただき、検討に当たって強力なリーダーシップを発揮していただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○石田国務大臣：まず、統計委員会から、公的統計の総合的品質管理に関する建議が行われました。

この建議は、毎月勤労統計の不適切事案や、政府統計の一斉点検の結果等を踏まえてまとめられたものであり、PDCAによるガバナンスの確立、分析的審査体制の整備、人材の計画的育成など、公的統計の総合的な品質向上に向けた方策が示されています。

この建議を踏まえ、再発防止や統計の品質向上に向けた取組を進めるとともに、総合的な対策を検討する体制を構築することとしていますので、各大臣におかれては、積極的な取組及び御協力をお願いいたします。

次に、働き方改革の全国的な推進と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の交通混雑緩和を目的とした、「テレワーク・デイズ2019」が、今月22日から始まります。昨日も東京都と合同でプレイベントを開催し、広く参加を呼びかけました。

今年は、全国で3,000団体、延べ60万人の参加を目標としておりますが、参加団体は先週26日時点で、1,157団体と目標の3分の1程度となっております。来年の大会を成功させ、そして柔軟な働き方を定着させるには、更に働きかけを強め、より多くの団体に参加して頂くことが不可欠です。

総務省では、テレワーク推進のとりまとめ官庁として、関係府省等と連携し、各方面にテレワークの導入とテレワーク・デイズへの参加を働きかけてまいります。各大臣におかれましても、所管の業界に更なる周知を徹底していただくなど、引き続き積極的なご協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○世耕国務大臣：今年テレワーク・デイズでは、3,000団体の参加を目標としており、経済産業省も引き続き、経済団体等に呼びかけを行ってまいります。

また、隗より始めるべく、テレワーク・デイズでは、本省のみならず全ての地方機関の職員が参加し、多様な働き方に挑戦してまいります。

○菅国務大臣：次に、根本大臣。

○根本国務大臣：テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する働き方であり、「働き方改革実行計画」に基づき、普及を加速させることとなっております。昨年は関係省庁の連携によりテレワーク・デイズが実施されたほか、厚生労働省においては、昨年2月に刷新したテレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営を行うなど、テレワークの一層の推進を図っているところです。

今後とも、適正な労務管理下において、長時間労働を招かないようにしつつ、テレワークの普及が加速されていくことを期待しており、各大臣の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、鈴木大臣。

○鈴木国務大臣：2020年東京大会においては、円滑な大会輸送の実現と、経済活動、市民活動との共存のため、経済界や国民の皆様の協力を得て、交通量を減らす必要があり、大会1年前の今年の夏に、交通マネジメントの試行を官民で行います。

その際、国が率先して取り組む必要があります。例えば7月24日には、本府省等常勤職員の5割が、テレワーク、時差出勤や休暇取得等を行うこととしており、関係府省庁の御協力をお願いします。

あわせて、各府省庁が所管する関係業界へ積極的な働きかけをお願いします。

○菅国務大臣：次に、宮腰大臣。

○宮腰国務大臣：「テレワーク・デイズ2019」については、政府が率先して取り組むことが重要と考えており、集中取組期間には、危機管理業務関連の部署等を除き、1日平均で1割の本府省等の職員がテレワークを実施することを目標にして取り組みます。

各大臣におかれては、この取組を推進していただくとともに、これも契機として、働く場所と時間を選択できる柔軟な働き方を、各府省において浸透させていただきよう、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、環境大臣。

○原田国務大臣：環境省を始めとした関係省庁では、熱中症に対する意識を高めるために毎年7月を熱中症予防強化月間として定めています。

近年の酷暑を受けて、昨年に引き続き、月間の期間を7月から8月まで延長し、

より一層の熱中症予防対策の取組を推進します。

月間の初日となる昨日，官民一体で取り組む啓発イベントに参加し，直接国民の皆様に，熱中症の予防を呼びかけました。

環境省としては，熱中症関係省庁連絡会議等の場を活用し，関係省庁等と連携し，来年の夏季の東京オリンピック・パラリンピックも見据え，熱中症の予防対策に積極的に取り組んでまいりますので御協力よろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和元年 〕 (火)
7 月 2 日

◎ 一般案件

- 資料あり
資料なし
- 天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品の譲受けに関する基準について (決定)(宮内庁)
 - ☆ エチオピア国特命全権大使カサ・テクレブラハン・ガブラヒウオット外 1 名の接受について (決定)
(外務省)
 - 〃 ☆ エスワティニ国及びレソト国駐劄特命全権大使丸山則夫に交付すべき信任状及び前任特命全権大使廣木重之の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定)
(同上)

◎ 国会提出案件

- 資料あり
- 1. 衆議院議員源馬謙太郎 (国民) 提出憲法第 7 条第 3 号に関する質問に対する答弁書について (決定)
(内閣官房)
 - 1. 衆議院議員松平浩一 (立憲) 提出外国人刑事事件の司法通訳に関する質問に対する答弁書について (決定)
(法務省)
 - 1. 衆議院議員宮本徹 (共産) 提出学校における標準服 (制服) 着用に関する質問に対する答弁書について (決定)
(文部科学省)
 - 1. 衆議院議員松平浩一 (立憲) 提出オンライン診療の普及促進に関する質問に対する答弁書について (決定)
(厚生労働省)
 - 1. 衆議院議員早稲田夕季 (立憲) 提出水道の老朽化対策に関する質問に対する答弁書について (決定)
(同上)

1. 衆議院議員志位和夫（共産）提出公的年金におけるマクロ経済スライドの廃止に要する費用に関する質問に対する答弁書について
（決定）（厚生労働省）

1. 衆議院議員早稲田夕季（立憲）提出横浜シーサイドライン人身事故に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

- 資料あり
資あり ☆平成30年度第4・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）を国会及び国民に報告することについて（決定）（財務省）
- 〃 ☆平成30年度第4・四半期における国庫の状況を国会及び国民に報告することについて（決定）
（同上）

◎政 令

- 資料あり
資あり ○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令
（決定）（環境省）

◎人 事

- 資料なし
資あり ☆文部科学大臣柴山昌彦外1名の海外出張について
（了解）
- 資料あり
資あり ○特命全権公使水嶋光一外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆国立大学法人東京海洋大学海洋政策文化学部門教授森下丈二の国際捕鯨委員会委員たる日本政府代表を免ずることについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし ☆江口とし子外2名を判事等に任命し，判事兼簡易
裁判所判事萩原秀紀を願に依り免ずることについて
（決定）

資料あり ○東京大学名誉教授善本知孝外327名の叙位又は
叙勲について（決定）

◎配 布

☆平成27年（2015年）産業連関表（総務省）

☆労働力調査報告（同上）

☆令和元年版国土交通白書（国土交通省）

〔○署名あり ☆署名なし〕